

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年7月19日

横浜市契約事務受任者
南区長 高澤 和義

1 契約の概要

南センター冷却塔部品交換修繕

2 履行（納品）場所

横浜市南センター（横浜市南区南太田2-32-1）

3 契約日

令和6年6月5日

4 履行日

令和6年7月5日

5 契約金額

715,000円（うち消費税及び地方消費税相当額 65,000円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

東京都港区芝3丁目8番2号芝公園ファーストビル4階
空研工業株式会社 東京支店
支店長 柴田 泰寿

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

南センターの冷却塔の散水装置が正常に作動しない不具合が生じました。このままですと、空調が作動しなくなる恐れがあり、即時的に対応を行わないと行政サービスの低下、市民生活の安全確保に重大な支障をきたす恐れがあったため、緊急契約としました。

8 契約の相手方の選定理由

冷却塔の専門メーカーであり、ヒアリングの結果、早期に更新可能であると確認できたため

9 所管課

南区総務部地域振興課